

2007年日本政府年次報告（案）
「強制労働に関する条約（第29号）」
（2006年6月1日～2008年5月31日）

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

(1) 第25条について

労働基準監督官が行った定期監督等（災害時監督、災害調査を含む2006年118,872件）において、労働基準法第5条（強制労働の禁止）に関する違反が認められた件数は、2006年は0件であった。

労働基準法第5条違反容疑で労働基準監督官が検察庁に送検した事件は、2006年は0件であった。

(2) 2006、2007年の専門家委員会の一般的意見について

別途回答することとしたい。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告「法務省入国管理局では、厳格な上陸審査や摘発の強化、効率的な退去強制手続き等により、強制労働の対象となりがちな不法就労者の発生防止及びその排除に努めている。また、2005年6月に入出国管理及び難民認定法が改正され、人身取引等の被害者の保護に関する規定が整備されるとともに、人身取引等の加害者に係る上陸拒否事由及び退去強制事由が規定された。」に以下を追加する。

「加えて、人身取引対策の一環として、2005年、2006年の2回にわたり在留資格『興行』に係る上陸許可基準を見直した。

なお、2005年から2007年までに入国管理局において保護した人身取引被害者は、202人となっており、うち不法残留等、違反状態にあった87人全員について保護の観点から在留を特別に許可し、また、同期間中に人身取引等の加害者である外国人10人を退去強制した。また、興行目的の入国者数は、2004年には約13万5,000人であったのが、2007年には約3万9,000人となり、大幅に減少した。

外国人に対する強制労働を含む不法就労事案については、その背後に潜在する国際犯罪組織の解明を視野に入れ、関係省庁間で連携を図りつつ、国際社会とも協調して取り組んでいくことが必要であると考えている。」

5. 質問Ⅴについて

(1) 本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 日本経済団体連合会
(労働者団体) 日本労働組合総連合会

- (2) ILO事務局を通じて労働者団体から受け取った意見については、2(2)の回答をもって政府のコメントとしたい。